

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書

2017年度予算案で「要保護世帯」(生活保護世帯と同程度に困窮している世帯)に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3550円から4万7400円にそれぞれ引き上げられることは、その実現を求めてきていた関係者や父母らから大変喜ばれています。

ところが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」に対しては、2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化したことで、支給額や基準を縮小している自治体が広がりました。さらに、2013～15年の生活保護の扶助基準を引き下げた影響により、所得基準が変わったことで就学援助の基準も下がり、対象から外される家庭もうまれています。

就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱です。「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められています。

よって、国においては、生活保護に準じる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させると同時に、単価に見合った交付税算定額の引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
総務大臣

宛